

スポーツによる思想善導策に関する史的考察

Historical study on the policy of leading the thought
in the right direction by the sports.

加賀秀雄*

Hideo KAGA *

This study was pursued on the viewpoint of the social and political background of this policy, the contents of this policy and the historical role of this policy.

The following results were obtained from this study.

1) It was about 1930 that the policy of leading the thought in the right direction by sports was realized.

2) The contents of this policy was the following.

- ① encouragement of community sports.
- ② training of sports instructor and construction of sports ground.
- ③ construction of gymnasium.
- ④ bringing of sports club.
- ⑤ opening the school ground to the public.

3) At this time, the crisis of capitalism began to just advance and many social problems to occur.

4) Consequently, democratic and socialist movement exalted in all over the country.

5) Therefore the purpose of this policy was to turn nation's eyes from that movement.

はじめに

わが国におけるスポーツは、近代日本の歴史的展開過程と係わって、欧米先進諸国から受容され、高等教育機関を母体に課外活動として成立し、展開をみたところにその基本的特徴があった。とりわけ、上流階級の子弟の育成基盤となった高等教育機関にスポーツが定着するにいたったことは、以後長くスポーツが「民衆不在のスポーツ」¹⁾として、歴史的制約を受けて展開を見ることになった。

しかし、大正デモクラシー以降の国民の政治的、経済的地位の改善・向上は、上流階級によって占有されていた、スポーツに対する国民的な関心を徐々に高めていくことになり、やがてスポーツは、中等及び初等教育機関においても課外活動として

普及を見るようになった。こうして政府をして、「近時学校内外ヲ問ハス体育運動著シク勃興シ国民ノ間ニ漸ク其普及ヲ見ルニ至レルハ学校教育並社会教育上洵ニ慶フヘキコト」²⁾と評せしめるスポーツ状況も現われてくるにいたった。

このような上流階級によるスポーツの占有から、スポーツの国民的な普及へと移り代っていくスポーツ状況——スポーツによる思想善導策の土壤は、まさにそうしたスポーツ状況の中で形成されていくことになった。その意味では、1930年前後において具体化してきたこの思想善導策は、1920年代末から1930年前後にかけてのスポーツの普及状況と、見事に符合するものであった。

以上のような前提に立って、本稿においては、思想善導策に象徴的に見られるスポーツが、政策対象化していくことのもつ意義、ならびにそれを

*名古屋大学総合保健体育科学センター

* Research Center of Health, Physical Fitness & Sports, Nagoya University

生み出してくる時代状況との相互関係、スポーツによる思想善導策の諸実相とその歴史的性格などの諸論点にわたって、全体的、構造的に明らかにすることにより、スポーツによる思想善導策がもつ政策的本質の把握へ向けて、その接近を試みようとするものである。

1) 思想善導策の政策的基盤

1870年代前後に欧米先進諸国から受容され、高等教育機関を中心に長く「民衆不在のスポーツ」状況を呈したわが国におけるスポーツは、1920年代にかけて、中等及び初等教育機関にいたるまでその定着化を見るようになる。こうしてスポーツは、従前の高等教育機関に限定されていた制約を越えて、学校教育全般にまで広がりを見せるようになり、スポーツの国民的な普及を見る状況へと発展していくことになった。

このようなスポーツの展開状況の中で、やがてスポーツは、政府の政策対象となって具体化する状況が生まれてくることになった。1924（大正13）年中に具体化してきたスポーツに対する政策化の動向は、その端緒となるものであった。

すなわちそれは1924（大正13）年9月、「体育ノ普及發達ヲ圖ル為メ」に、全国体育デー³⁾が設置されるにいたったことであった。この体育デーは、「11月3日全国一齊ニ之ヲ行フ」ものとされ、その対象は「学校、学校衛生会、教育会其他教育ニ關係アル団体」とされた。そしてその実施内容として、「体育講話会、運動競技、ポスター宣伝、登山、遠足」が行事化されるにいたった。こうして全国体育デーは政府主催行事として、以後恒例化していくことになった。

ついで、国内における唯一の総合的なスポーツ行事として、明治神宮競技大会⁴⁾の開催が決定し、その具体化を見るにいたったことであった。内務省が主管したこの競技大会の趣旨は、「全国の選手を東京に集め神前に於て光榮ある全国的一大競技を行ふ」ことであり、それは「明治大帝の御聖徳を憬仰する所似なるのみならず国民の身体鍛錬並精神の作興上其効果」の著しいことが期待されたものであった。

さらにまた、オリンピック国際大会に対する国民的な関心の高まりの中で、オリンピック選手派遣費として国庫補助金の交付が具体化したことであった。オリンピック国際大会へのわが国の初参加は、1912（大正元）年の第5回オリンピック・ストックフォルム大会に始るが、その派遣費は、派遣母体である大日本体育協会の財政負担に依存せざるをえない経緯をたどってきた。しかし、1924（大正13）年の第8回オリンピック・パリ大会からその参加にあたって、選手派遣費として、国庫補助金6万円の交付が決定する運びとなつた⁵⁾。この大会参加のために計上された決算額が6万8,350円31銭であったことからすれば、国庫補助金のもつ比重はきわめて大きなものであった。またこの国庫補助金は、1925（大正14）年の第7回極東選手権競技大会への参加にあたっても、6万円が交付されることになった。以後、二大國際スポーツ大会に対する政府の財政的な援助は恒常化していくことになった。

このようにわが国における近代スポーツ史上、初めて具体化を見るにいたった以上のような政策化の動向は、やがて思想善導策へと結晶する要因を生み出していくことになる。

ところで、スポーツが思想善導策として、具体的な政策対象として位置づくにいたったところの政策的基盤は、どこにあったのであろうか。それには、1930年前後のわが国における資本主義の矛盾の激化と、それにもとづく天皇制国家体制が危機に直面していく時代状況を無視しては、その基盤を把握することはできないであろう。

すなわち、第一次世界大戦を契機として、独占資本主義の段階へと急膨張したわが国の資本主義は、大戦の終結とともに、早くも過剰生産恐慌に陥り、それ以後も本格的な景気の回復を見ないままに、慢性的な不況に追いつまつていく。しかも1927（昭和2）年に起こった国内金融恐慌と、それに追い打ちをかけた1929（昭和4）年に米国に始まり、資本主義世界を席捲した世界恐慌との相乗的影響で、急膨張してきたわが国の資本主義は一挙にその矛盾を露呈するにいたつた。この過程で、大企業は政府や日本銀行の支援のもとに、中

小企業を統合・吸収して、その地歩を不動のものにしていったが、一方であいつぐ中小企業の倒産、失業者の増大、操業短縮、賃下げ、商工業製品や農産物価格の暴落によって、国民はその矛盾の矢面に立たされていくことになった。

こうして国民の生活の窮乏化は急速に進み、「青田売り」「娘の身売り」「欠食児童」などの社会問題が激発するにいたった。この結果、労働運動や農民運動を中心に学生運動、婦人運動など、さまざまな生活を守り、民主主義を要求する国民の運動が高揚し、それを通じて社会主義の思想や運動も発展し、社会的な影響力をもつようになつた。このように1930年前後における時代状況は、まさに天皇制国家の政治経済体制の変革を迫る危機的状況が、現われるにいたつた時期であった⁶⁾。

スポーツによる思想善導策が具体化していく政策的基盤は、以上のような時代状況を反映して形成されたものであった。すなわちこの時期にいたつて、国家の体育・スポーツ行政機構の改編、整備が改めてすすめられることになった。1928（昭和3）年、文部省は分課規定の改定を実施し、学校衛生課を体育課に改編することによって、体育・スポーツに関する一元的な行政機構を確立するにいたつた⁷⁾。そして、体育・スポーツ行政に関する文部大臣の諮問機関として、1929（昭和4）年、体育運動審議会を設置し⁸⁾、さらに1930（昭和5）年、地方体育運動職員制を制定して⁹⁾、北海道庁ならびに各府県に専任の体育運動主事を「体育運動ニ関スル事務ニ従事」させるために配置するなど、文部省は体育・スポーツ行政を推進していくうえでの組織的基盤を、全国的に強化していく。そして、スポーツによる思想善導策は、以上のような土壤の中で、初めて具体化していくことになった。

2) 思想善導策をめぐる諸実相

こうしてすでに1928（昭和3）年には、文部大臣、勝田主計による全国体育運動主事会議における訓示に見られるように、「我国ノ情勢ハ、内外共ニ事端極メテ多事」であるこの時期において、「国民体育ノ指導奨励ニ当リテ、常ニ国民思想ノ

善導ト国民体力ノ増進トニ関シ、實際上ノ効果ヲ収ムルコトニ不断ノ努力ト、深甚ノ注意ヲ払ハレタイコト」¹⁰⁾が強調され、合わせて同主事会議に對して「国民思想ノ善導ニ関シ体育運動実施上留意スペキ点如何」が諮問され、思想善導策の展開は本格化することになった。

これと歩を合わせて、1930（昭和5）年、体育運動審議会も文部大臣の諮問に応じて、「体育運動ノ合理的振興方策ニ関スル件」を審議し、「学校及青年団体における体育運動の発達」とともに、「民衆体育の発達」に関する政策的指針を提起するにいたつた。

こうして体育・スポーツに対する行政指導の全般的な強化とあいまって、1930（昭和5）年体育運動団体に対する体育奨励金9万円の交付決定、同年全国体育デーの実施にともなう国家的宣伝、1931（昭和6）年文部省主催の体育展覧会の開催、同年文部省選定の体育運動歌の発表などの諸政策も、あいついで具体化していく。

とりわけ、政府による政策上の重点対象となつたのは、時代の中核となる学生や青年の民主主義運動に向けての対応であった。1930（昭和5）年貴族院において¹¹⁾、文部大臣田中隆三は、「学生に対して穏健なる思想を注入し国民思想を健全」にするために、「穏健なる修養団体並に体育機関を奨励して国民思想の善導を計ること」を強調した。そしてそれは学校にとどまらず、「青年団体の体育」にまで広げ、それとあいまって「民衆体育の発育を促し以て国民体育の普及向上を期」¹²⁾すために、道府県に対して以下のような政策の徹底をはかったことからも、田中の意図をうかがうことができる。すなわちそれには、

1. 工場、鉱山、会社、商店、官庁等の勤労者に対する体育運動を奨励すること
1. 官庁、会社、銀行、工場等に体育指導者を置きかつ運動場を設けて運動実行の機会を多からしむること
1. 体育運動に関する会やクラブの発達を図り、老若男女の運動に親しむ機会を多からしむること
1. 各種屋外運動場、屋内運動場、武道場、山

小屋等の施設を奨励しかつ必要に応じてこれを助成すること

1. 学校の運動場を適當な方法により開放し民衆の体育運動に利用せしむること

1. 運動場には管理において適當なる指導者を置くこと

などがあげられていた。

ところでこの時期において、思想善導策として対象化されたスポーツに期待されたものは、何であったのであろうか。それは、1931(昭和6)年、犬養 毅内閣の文部大臣に就任した鳩山一郎のスポーツ観に象徴的に見ることができる¹³⁾。スポーツ宰相と呼ばれ、この時期におけるスポーツによる思想善導策の推進に、指導的な位置と役割を果たした鳩山のスポーツ観は、以下のような特徴をもっていた。

すなわち鳩山によれば、スポーツは「全身ノ緊張ヲ傾ケテ全肉体ノ活動ニ移スコトニ存スルノデアッテ、謂ハバ眞面目ナル実行ノ修練、眞剣ナル実力ノ鍊磨ニ外ナラヌ」場であり、「常ニ明朗快潤ノ氣宇、不屈不撓ノ精神、公明真摯ナル態度ヲ以テ、協力一致ヨク幾多ノ危機ヲ打破シテ、最後ノ栄誉ニ向ッテ邁進スル競技的試練ノ如キハ、到底他ノ何物ニモ之ヲ見出スコトハデキナイ」¹⁴⁾ものであるとされた。それゆえにスポーツは「議論でなく、実際である。理窟のみでは不足した点を、鍊磨と、精神と、体験とで補ってゆく」ものであり、「すべてのプレーが、またその人間の全人格を、赤裸々に曝け出し、投げ出し、現し切って、ただ眞剣、無垢のものとなってしまふ。蔽す余地も、包む隙もない。人間の全容が、最もありのままに、最も露骨に表れきった眞実な三昧境である」¹⁵⁾とされている。

鳩山はそのような見地に立つがゆえに、スポーツは「決して無味、索漠たるものではなく、また健康、及び肉体的のみに偏したものでないと云ふ一事である」とし、否「それ所か、興味とか、娯楽的な意味さへ十分に含んで居りながら、尚且つ体育として立派な目的が遂行され、同時にまた精神修養の効果を、如実に挙げ得る場合すら少くない。スポーツに依って鍛へられ教えられた明瞭、

快活」さは、社会人として成長してからも「必ず、相当立派な業績を残すに足りようと思ふ」¹⁶⁾として、スポーツがもつ効用を強調している。

しかし鳩山によれば、「スポーツの生命は、どこまでもフェアーに終始するところにある。態度も、心事も、すべて公明、冷凜で、そこには一点の邪曲、混濁も許されない」¹⁷⁾ものであるとする。いわば時代や社会から離れたスポーツの純粹性こそ、鳩山が繰り返し強調してきたスポーツの社会的有用性であり、その核心に他ならなかった。

それゆえに鳩山は、当面する時代状況に対応して、スポーツの積極的な適用を試みようとする。彼によれば、スポーツによる「試練ト鍛練トガ、広ク国民ノ間ニ普及シ、眞ニ快潤豪毅ナル国民ノ益々多キヲ加フルニ至」¹⁸⁾るならば、目下の「内ニハ經濟上ニモ亦思想上ニモ幾多ノ問題ガアリ、外ニハ國際關係ノ著シキ緊張ノ已ムナキニ至ッタ」¹⁹⁾いわば「今日國家ノ重大問題ト目サレテイル思想國難、經濟國難ノ如キモ、自ラ解決デキルデアラウコトヲ信ジテ疑ハナイ」²⁰⁾ものであるとする。その意味で、「次代國民ノ中堅タルベキ青年子女ノ間ニ、堅実ナル体育運動ノ普及發達ヲ見ルコト」は極めて重要であるとし、従来の民間団体の努力にとどまらず、「國家有用ノ施設トナシ、教育的見地ヨリ見テ一層重要ナル事業」²¹⁾として位置づけていくことが緊要な課題であるとしている。

またスポーツに対する鳩山の社会的有用論は、同様な意味で以下のようにも展開されている。すなわち「青年をして邪道に踏み入れしむる誘惑の手から引離す意味からも、スポーツはそこに非常な道徳性をもつものと言へる」とし、「国事多端の非常に際して、ややもすると、有能な学生にして左翼的思想に浸み、転向してゆく者が少なくない」とする。したがって「スポーツの普及、スポーツマン・スピリットの浸潤が、左傾しやすい青年を、その本来の正しく健全なる思想に引戻すためにも、極めて有力かつ重要な機関」²²⁾となることを強調している。

このような鳩山によるスポーツの社会的有用論に対して、鳩山と並んでスポーツ界で指導的役割

を果たしてきた河本禎助（東京帝国大学教授、全日本学生スキー連盟会長）も同様の見地から、「スポーツは社会人としての人格を向上せしめるゆえ、よし赤化思想が入って来ても、悪い部分は流出して、必ず浄化されて、立派な社会道德として生れ変って来るだらうから毫も心配はない」「また工場においても資本家階級の工場主や重役と、無産階級の工場労働者との間に、不愉快な衝突がよく起るが、これも若し両者が、余暇に同じ種類のスポーツを共に楽しむならば、その間に思想上の一致点が出来、ストライキなど起らずに済むであろう」「学校のストライキにしても校長をはじめ生徒、小使に至るまで余暇には共にスポーツを楽しんでおれば、学校騒動など起る筈はないと思う」²³⁾と述べている。

このようにスポーツ界で指導的役割を果たした河本の見地と、他方で文部行政の頂点にあった鳩山のスポーツに対する見地とは、基本的な共通性を有していた。すなわちそれは、1930年前後における天皇制国家体制の政治的、経済的な危機的時代状況の中で、それへの対応をスポーツに積極的に求め、国民的な規模でその定着化を図ろうとした点にあった。それゆえに、「スポーツの生命は、どこまでもフェアーに終始するところにある。態度も、心事も、すべて公明、冷凜で、そこには一点の邪曲、混濁も許されない」とするこのスポーツの純粹性に対する認識は、スポーツによる思想善導策の核心をなすものであり、それが両者の基本的に一致するところの共通点であった。こうしてスポーツによる思想善導策は、この時期の文部行政における重要政策課題の一つとして位置づけられ、全国的にその推進がはかられていくことになった。

3) その歴史的性格

—むすびにかえて—

すでに述べてきたように、スポーツによる思想善導策は、1930年前後における天皇制国家体制の政治的、経済的な危機的時代状況と密接に係わっていた。しかもそれは、文部省学生部を通じての学生・生徒の思想対策²⁴⁾、各種思想教化事業や

思想教化団体の奨励・育成、国民精神文化研究所の設置²⁵⁾による思想善導策の全国的な推進などに見られる、国民に対する思想教化策として、具体化を見たものであった。したがってそれは、この時期に文部大臣に就任していた鳩山によれば、「一般国民をして我が国體觀念、國民理想に關し明確なる知識を得せしめ更に之に対する確固不拔の信念を確立せしめると共に國體を中心とする國民文化の振興を圖ること」²⁶⁾を目的として展開されるべきところのものであった。

したがってそこには、國家に対するさまざまな批判や抵抗を天皇制思想で包装して、体制擁護の国民思想に転化させていく役割を求めようとする、政策的意図が貫かれていたといわなければならぬ。それゆえに、鳩山がスポーツの純粹性を強調し、そこに社会的有用性を求めるのも、以上のようなこの時期に現われた「思想國難、經濟國難」²⁷⁾に象徴される国民の政治的自覚や抵抗を、スポーツを通じて転化させていくことを意図したものであり、まさにスポーツ分野における思想善導策の推進を意味するものであった。

また鳩山が、体育運動主事会議に諮問した「現況ニ鑑ミ民衆体育ノ普及向上ニ關シ留意スペキ事項如何」²⁸⁾は、国民スポーツの普及の方策を、思想善導策の一環として位置づけようとする、政策的意図によるものであったであろうことは、以上の経緯からしても容易にうかがうことができよう。

こうしてわが国におけるスポーツは、その歴史的展開から見て、いわゆる「民衆不在のスポーツ」を脱し、国民生活に定着する動向が現われてくる中で、一方では、それが梃子となって、国民のイデオロギー操作としての思想善導策に転化していく道をたどることになった。それゆえにスポーツは、常に「浄化」されていて、「純真無垢」の純粹性を保持していかなければならなかつたのであり、そこに鳩山らがいうスポーツの社会的有用性の意義があった。このように、スポーツによる思想善導策とは、体制擁護の論理を本質的に有する、国家主導のスポーツ政策であったといわなければならない。

この国家主導のスポーツによる思想善導策は、

やがて野球の統制²⁹⁾に見られるようなスポーツ統制への道を開いていくことになり、そしてそのことを通じて、来たるべきスポーツへの全面的統制と、15年戦争へ向けてのスポーツの動員が準備されていくことになった。

その意味で、すでに見てきた思想善導策が、時代と社会の批判と抵抗の芽を摘みとる役割を果たしたという点と合わせて、今後における国民スポーツの自主的、平和的発展を展望していくうえで、歴史の教訓として、思想善導策のもつ意義を客観的に汲みとっていくことが、今日に託された国民的課題として、提起されてきているものということができる。

引用・参考文献

- 1) 拙稿「日本における上からの学校体育と民衆不在のスポーツ」『体育史』, 31: 216, 1975.
- 2) これは、文部省訓令第3号を以て公布された「体育運動ノ振興ニ関スル件」(大正15年3月8日)の前文の引用。
- 3) 1924(大正13)年、雑学第26号を以て「全国体育デー実施促進並普及方」に関する文部次官通牒が発せられ、以後全国体育デーは政府主催行事として恒例化していくことになった。
- 4) 内務省編「第1回明治神宮競技大会報告書」(1924年3月31日), 1~4.
- 5) 日本体育協会編『スポーツ八十年史』, 101, 1959.
- 6) 1930年前後における時代状況と社会運動の発展状況を知るうえで、大原社会問題研究所『日本労働年鑑』、政府刊行物として、内務省警保局『社会運動の状況』、司法省刑事局『思想研究資料』、司法調査課『司法研究』、文部省学生部『思想調査資料』が参考となる。
- 7) 文部省分課規定中の改正により、1928(昭和3)年5月4日、学校衛生課は体育課に改編されることになった。これによって、従来内務省においても所管されてきたスポーツ行政は、文部省に移管され、ここに体育・スポーツ行政の一元化が確立した。
- 8) 文部省は「文部大臣ノ諮問ニ応ジ体育運動ニ関スル事項ヲ調査審議」するために、1929(昭和4)年11月7日、文部省訓令発布第132号を以て、体育運動審議会を設置した。なお同審議会がおこなった主な審議事項は、「体育運動ノ合理的振興方策ニ関スル件」、「体育運動競技ノ健全ナル施行方法ニ関スル件」などがある。
- 9) 1930(昭和5)年8月8日、勅令第146号を以て、

地方体育運動職員制が制定され、北海道庁ならびに各府県で専任の体育運動主事が配置されることになった。これにもとづいて、8月19日、体育運動主事定員が文部省訓令第14号を以て定められ、東京府を含む全国40県で40名が決定した。

- 10) 文部省編『昭和三年度体育運動主事会議要録』
- 11) 『東京朝日新聞』(昭和5年1月14日)貴族院公正会の政務調査文部部会における文部大臣 田中隆三の発言。
- 12) 『東京朝日新聞』(昭和5年8月22日)
- 13) 鳩山は、1931(昭和6)年12月~1932(昭和7)年5月まで、犬養 穀内閣の文相に就任した。統いて1932(昭和7)年5月~1934(昭和9)7月まで、齊藤 実内閣の文相に再任され、2年有半にわたって文部行政に関する指導的役割を果たした。
- 14) 『体育運動主事会議要録』(昭和6年度)体育運動主事会議における文部大臣 鳩山一郎の訓示。
- 15) 鳩山一郎『スポーツを語る』、三省堂、30, 1932.
- 16) 前掲書、32.
- 17) 前掲書、61.
- 18) 前掲『体育運動主事会議要録』(昭和6年度).
- 19) 前掲『体育運動主事会議要録』(昭和6年度).
- 20) 前掲『体育運動主事会議要録』(昭和6年度).
- 21) 前掲『体育運動主事会議要録』(昭和6年度).
- 22) 岸野雄三『近代日本学校体育史』、東洋館、172, 1959.
- 23) この時期の新聞には、しばしばスポーツの社会的有用論が登場するが、河本の主張も『東京朝日新聞』のスポーツ・コラムにおいて、「スポーツと社会道德=思想善導に効果=」について掲載されたものである。
- 24) すでに1928(昭和3)年10月30日、文部省分課規定の改正にもとづいて学生課が設置され、さらに翌1929(昭和4)年7月1日、文部省官制の改正によって学生部が設置されるなど、「学生生徒ノ思想ノ調査及指導」のための組織の再編がすすめられるにいたった。
- 25) 文部省は、各都道府県に対して国民精神文化講習会や思想指導委員会の開催や設置を通達し、指導してきたが、その組織的な集大成として、1932(昭和7)年8月22日、勅令第233号を以て、国民文化研究所を設置し、「国民精神文化ニ関スル研究、指導及普及ヲ掌ル」組織を中心確立するなど、国民思想の善導事業を推進した。
- 26) 1932(昭和7)年9月8日~10日にいたる3日間、文部省において全国学務部長会が開催された際、鳩山が行なった国民の思想問題に関する、文部省の基本的な見解を示した訓示。
- 27) 前掲『体育運動主事会議要録』(昭和6年度).
- 28) 『体育運動主事会議要録』(昭和8年度)、鳩山の『現

況ニ鑑ミ民衆体育ノ普及向上ニ関シ留意スペキ事項如何」の諮問に対して、以下のような答申がなされた。すなわち「近時我が国民体育ノ興隆見ルベキモノアリト雖モ、其ノ分野ハ主トシテ学校体育ニ傾キ、民衆体育ニアリテハ、未ダ不振ノ状態ニアルヲ免レズ。而シテ現下拳国振張ノ時局ニ当リ、特ニ建国精神ト結ンデ民衆体育ノ振興ヲ期スルハ、尤モ時宜ニ適スルモノト謂フベシ」と述べられ、その具体策として体育行政機構の整備・拡

充、体育団体の組織およびその統制、体育思想の普及・宣伝、体育施設の充実などの諸事項が答申内容となっていた。

- 29) 野球の統制は、1932（昭和7）年3月28日、文部省訓令第4号を以て「野球ノ統制竝施行ニ関スル件」が公布されたことによって開始された。この訓令は、その後のスポーツ統制への道を開いた点で、その果たした歴史的役割はきわめて重大であった。

